

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成26年11月6日(2014.11.6)

【公表番号】特表2014-525628(P2014-525628A)

【公表日】平成26年9月29日(2014.9.29)

【年通号数】公開・登録公報2014-053

【出願番号】特願2014-528434(P2014-528434)

【国際特許分類】

G 06 F 9/48 (2006.01)

【F I】

G 06 F 9/46 4 5 7

【手続補正書】

【提出日】平成26年7月29日(2014.7.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポータブルコンピューティングデバイスにおける並列リソース要求を管理するための方法であって、

第1のクライアントからの第1の要求を生成するステップであって、前記第1の要求は、第1の実行スレッドのコンテキストにおいて出される、前記生成するステップと、

前記第1の要求をリソースに転送するステップと、

前記リソースが非同期処理を許容するかどうかを決定することを前記第1のクライアントが許容することを前記リソースに知らせるデフォルト選好を前記第1のクライアントによって伝えるステップと、を含み、

前記非同期処理は、

前記リソースが非同期処理を許容することを決定した場合に、前記リソースによって前記第1の要求に確認応答し、非同期処理を開始するステップと、

前記第1のクライアントが前記第1の実行スレッドにおける処理を続けることを許容する一方で、前記リソースにおいて前記第1の要求を処理するステップと、

前記リソースによって、前記第1の要求の前記処理の完了をシグナリングするステップであって、前記第1の要求の前記処理の前記完了は、前記リソースのローカル代理を新しい状態に更新すること、および登録されたあらゆるコールバックを引き起こすことを含み、前記リソースは、第2の要求に応じることが可能になる、前記シグナリングするステップと、を含み、

前記リソースにおいて前記第2の要求を受信するステップと、

前記リソースにおいて前記第2の要求を処理するステップと  
を含む、方法。

【請求項2】

前記第2の要求は、前記第1のクライアントにおいて発生する、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記第2の要求は、第2のクライアントにおいて発生する、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記第1の要求は、リソースプロキシを介して前記リソースに転送される、請求項1に記載の方法。

**【請求項 5】**

前記第1の要求に確認応答するステップは、前記リソースが前記第1の要求を処理する前に、前記第1のクライアントが前記第1の実行スレッドにおける処理を続けることを許容するステップをさらに含む、請求項1に記載の方法。

**【請求項 6】**

前記リソースによって、前記第1の要求の前記処理の完了をシグナリングするステップは、前記リソースをジョイン可能にする、請求項1に記載の方法。

**【請求項 7】**

前記リソースの前記ローカル代理は、リソースプロキシおよび実行フレームワークのうちのいずれかを含む、請求項1に記載の方法。

**【請求項 8】**

前記リソースによって前記第1の要求に確認応答し、非同期処理を開始するステップは、前記リソースをインコヒーレント状態に置き、前記第2の要求は、前記リソースをコヒーレント状態に戻し、前記第2の要求を処理することを可能にする、請求項1に記載の方法。

**【請求項 9】**

前記リソースは、前記第2の要求を受信することなく対応可能になる、請求項1に記載の方法。

**【請求項 10】**

前記第2の要求は、前記第1の実行スレッドのコンテキストにおいて出される、請求項1に記載の方法。

**【請求項 11】**

前記第2の要求は、第2の実行スレッドのコンテキストにおいて出される、請求項1に記載の方法。

**【請求項 12】**

ポータブルコンピューティングデバイスにおける並列リソース要求を管理するためのコンピュータシステムであって、

プロセッサを含み、前記プロセッサは、

第1のクライアントからの第1の要求を生成するステップであって、前記第1の要求は、第1の実行スレッドのコンテキストにおいて出される、前記生成するステップと、

前記第1の要求をリソースに転送するステップと、

前記リソースが非同期処理を許容するかどうかを決定することを前記第1のクライアントが許容することを前記リソースに知らせるデフォルト選好を前記第1のクライアントによって伝えるステップと、

前記リソースが非同期処理を許容することを決定した場合に、前記リソースによって前記第1の要求に確認応答し、非同期処理を開始するステップとを行うように動作可能であり、

前記非同期処理は、

前記第1のクライアントが前記第1の実行スレッドにおける処理を続けることを許容する一方で、前記リソースにおいて前記第1の要求を処理するステップと、

前記リソースによって、前記第1の要求の前記処理の完了をシグナリングするステップであって、前記第1の要求の前記処理の前記完了は、前記リソースのローカル代理を新しい状態に更新すること、および登録されたあらゆるコールバックを引き起こすことを含み、前記リソースは、第2の要求に応じることが可能になる、前記シグナリングするステップと、を含み、

前記リソースにおいて前記第2の要求を受信するステップと、

前記リソースにおいて前記第2の要求を処理するステップとを含む、システム。

**【請求項 13】**

前記第2の要求は、前記第1のクライアントにおいて発生する、請求項12に記載のシステ

ム。

【請求項 14】

前記第2の要求は、第2のクライアントにおいて発生する、請求項12に記載のシステム。

【請求項 15】

前記第1の要求は、リソースプロキシを介して前記リソースに転送される、請求項12に記載のシステム。

【請求項 16】

前記第1の要求に確認応答するステップは、前記リソースが前記第1の要求を処理する前に、前記第1のクライアントが前記第1の実行スレッドにおける処理を続けることを許容するステップをさらに含む、請求項12に記載のシステム。

【請求項 17】

前記リソースによって、前記第1の要求の前記処理の完了をシグナリングするステップは、前記リソースをジョイン可能にする、請求項12に記載のシステム。

【請求項 18】

前記リソースの前記ローカル代理は、リソースプロキシおよび実行フレームワークのうちのいずれかを含む、請求項12に記載のシステム。

【請求項 19】

前記リソースによって前記第1の要求に確認応答し、非同期処理を開始するステップは、前記リソースをインコヒーレント状態に置き、前記第2の要求は、前記リソースをコヒーレント状態に戻し、前記第2の要求を処理することを可能にする、請求項12に記載のシステム。

【請求項 20】

前記リソースは、前記第2の要求を受信することなく対応可能になる、請求項12に記載のシステム。

【請求項 21】

前記第2の要求は、前記第1の実行スレッドのコンテキストにおいて出される、請求項12に記載のシステム。

【請求項 22】

前記第2の要求は、第2の実行スレッドのコンテキストにおいて出される、請求項12に記載のシステム。

【請求項 23】

ポータブルコンピューティングデバイスにおける並列リソース要求を管理するためのコンピュータシステムであって、

第1のクライアントからの第1の要求を生成するための手段であって、前記第1の要求は、第1の実行スレッドのコンテキストにおいて出される、前記生成するための手段と、

前記第1の要求をリソースに転送するための手段と、

前記リソースが非同期処理を許容するかどうかを決定することを前記第1のクライアントが許容することを前記リソースに知らせるデフォルト選好を前記第1のクライアントによって伝えるための手段と、

前記リソースが非同期処理を許容することを決定した場合に、前記リソースによって前記第1の要求に確認応答し、非同期処理を開始するための手段とを含み、

前記非同期処理は、

前記第1のクライアントが前記第1の実行スレッドにおける処理を続けることを許容する一方で、前記リソースにおいて前記第1の要求を処理するための手段と、

前記リソースによって、前記第1の要求の前記処理の完了をシグナリングするための手段であって、前記第1の要求の前記処理の前記完了は、前記リソースのローカル代理を新しい状態に更新すること、および登録されたあらゆるコールバックを引き起こすことを含み、前記リソースは、第2の要求に応じることが可能になる、前記シグナリングするための手段と、を含み、

前記リソースにおいて前記第2の要求を受信するための手段と、  
前記リソースにおいて前記第2の要求を処理するための手段と  
を含む、システム。

【請求項 24】

前記第2の要求は、前記第1のクライアントにおいて発生する、請求項23に記載のシステム。

【請求項 25】

前記第2の要求は、第2のクライアントにおいて発生する、請求項23に記載のシステム。

【請求項 26】

前記第1の要求をリソースプロキシを介して前記リソースに転送するための手段をさらに含む、請求項23に記載のシステム。

【請求項 27】

前記第1の要求に確認応答するための前記手段は、前記リソースが前記第1の要求を処理する前に、前記第1のクライアントが前記第1の実行スレッドにおける処理を続けることを許容するための手段をさらに含む、請求項23に記載のシステム。

【請求項 28】

前記リソースによって、前記第1の要求の前記処理の完了をシグナリングするための前記手段は、前記リソースをジョイン可能にする、請求項23に記載のシステム。

【請求項 29】

前記リソースの前記ローカル代理は、リソースプロキシおよび実行フレームワークのうちのいずれかを含む、請求項23に記載のシステム。

【請求項 30】

前記リソースによって前記第1の要求に確認応答し、非同期処理を開始するための前記手段は、前記リソースをインコヒーレント状態に置き、前記第2の要求は、前記リソースをコヒーレント状態に戻し、前記第2の要求を処理することを可能にする、請求項23に記載のシステム。

【請求項 31】

前記リソースは、前記第2の要求を受信することなく対応可能になる、請求項23に記載のシステム。

【請求項 32】

前記第2の要求は、前記第1の実行スレッドのコンテキストにおいて出される、請求項23に記載のシステム。

【請求項 33】

前記第2の要求は、第2の実行スレッドのコンテキストにおいて出される、請求項23に記載のシステム。

【請求項 34】

コンピュータ可読プログラムコードを含むコンピュータプログラムであって、前記コンピュータ可読プログラムコードが、ポータブルコンピューティングデバイスにおける並列リソース要求を管理するための方法を実施するために実行されるように適合され、前記方法は、

第1のクライアントからの第1の要求を生成するステップであって、前記第1の要求は、第1の実行スレッドのコンテキストにおいて出される、前記生成するステップと、

前記第1の要求をリソースに転送するステップと、

前記リソースが非同期処理を許容するかどうかを決定することを前記第1のクライアントが許容することを前記リソースに知らせるデフォルト選好を前記第1のクライアントによって伝えるステップと、

前記リソースが非同期処理を許容することを決定した場合に、前記リソースによって前記第1の要求に確認応答し、非同期処理を開始するステップとを含み、

前記非同期処理は、

前記第1のクライアントが前記第1の実行スレッドにおける処理を続けることを許容する一方で、前記リソースにおいて前記第1の要求を処理するステップと、

前記リソースによって、前記第1の要求の前記処理の完了をシグナリングするステップであって、前記第1の要求の前記処理の前記完了は、前記リソースのローカル代理を新しい状態に更新すること、および登録されたあらゆるコールバックを引き起こすことを含み、前記リソースは、第2の要求に応じることが可能になる、前記シグナリングするステップと、を含み、

前記リソースにおいて前記第2の要求を受信するステップと、

前記リソースにおいて前記第2の要求を処理するステップとを含む、コンピュータプログラム。

#### 【請求項 3 5】

前記第2の要求は、前記第1のクライアントにおいて発生する、請求項34に記載のコンピュータプログラム。

#### 【請求項 3 6】

前記第2の要求は、第2のクライアントにおいて発生する、請求項34に記載のコンピュータプログラム。

#### 【請求項 3 7】

前記第1の要求は、リソースプロキシを介して前記リソースに転送される、請求項34に記載のコンピュータプログラム。

#### 【請求項 3 8】

前記第1の要求に確認応答するステップは、前記リソースが前記第1の要求を処理する前に、前記第1のクライアントが前記第1の実行スレッドにおける処理を続けることを許容するステップをさらに含む、請求項34に記載のコンピュータプログラム。

#### 【請求項 3 9】

前記リソースによって、前記第1の要求の前記処理の完了をシグナリングするステップは、前記リソースをジョイン可能にする、請求項34に記載のコンピュータプログラム。

#### 【請求項 4 0】

前記リソースの前記ローカル代理は、リソースプロキシおよび実行フレームワークのうちのいずれかを含む、請求項34に記載のコンピュータプログラム。

#### 【請求項 4 1】

前記リソースによって前記第1の要求に確認応答し、非同期処理を開始するステップは、前記リソースをインコヒーレント状態に置き、前記第2の要求は、前記リソースをコヒーレント状態に戻し、前記第2の要求を処理することを可能にする、請求項34に記載のコンピュータプログラム。

#### 【請求項 4 2】

前記リソースは、前記第2の要求を受信することなく対応可能になる、請求項34に記載のコンピュータプログラム。

#### 【請求項 4 3】

前記第2の要求は、前記第1の実行スレッドのコンテキストにおいて出される、請求項34に記載のコンピュータプログラム。

#### 【請求項 4 4】

前記第2の要求は、第2の実行スレッドのコンテキストにおいて出される、請求項34に記載のコンピュータプログラム。